

【資料7】

第3次佐倉市総合計画

「歴史 自然 文化のまち」

総括レポート

～第4次総合計画に向けての成果と課題～

*平成22年3月現在

平成22年3月
佐倉市

はじめに

本市では、平成13年3月に策定した第3次総合計画「歴史 自然 文化のまち」の実現に向けて、市民、企業、各種団体、行政が協力しあって、佐倉のまちづくりをすすめてまいりました。

この間、急速な少子・高齢化・経済のグローバル化、同時に経済不況、情報化の著しい進展、安全安心社会の揺らぎ、地域コミュニティ機能の低下、地球温暖化など、大きな社会・経済問題が平行して生じております。これらの変化に伴い行政施策に対する市民の期待は極めて高く、また多様化しております。一方で、三位一体改革による地方交付税や補助金の削減、一昨年度からの世界的な金融危機による経済情勢の悪化の影響による税収など今後も厳しい財政状況が見込まれます。自治体を取り巻くこれらの社会経済環境の大きな変化に的確に対応したまちづくりを進めるため、現在、第4次となる新たな総合計画の策定を進めております。

この計画策定にあたっては、現行の総合計画の目標達成を引き続き図っていくとともに、現在の社会経済環境や、今後のまちづくりの展望のもとにおいて、現行の政策・施策分野の継続性・必要性等を精査するため、まず、現総合計画の進捗度を点検し、その成果と課題を把握する総括と評価が必要であると考えました。この総括レポートは、主に、施策別総括シートに基づく85の施策ごとの取組結果や総合計画の進行管理の総括などを取りまとめております。

しかし、総合計画は、市の根幹となる計画であり、空白期間をつくることのできないことから、次期総合計画の策定についても同時に進めていく必要があります。そのため、この総括レポートと次期計画をあわせて、平成23年度以降の佐倉市の施策になるよう努めてまいります。

そのことから、平成21年度に実施されました、市民まちづくり懇談会、団体意見懇談会、市民提言は、すでにホームページにて公開しておりますが、本レポートに一部掲載させていただき、新たな総合計画策定の基礎資料としてはもちろんのこと、今後の市政運営にあたっての貴重な資料として活用を図ることとしております。

また、懇談会に参加していただいた市民の方、満足度調査にご協力いただいた方、みなさまありがとうございました。現総合計画の総括・評価という初期の目的を達成することができましたことに対して、ここに改めて心から感謝申し上げます。

佐倉市では、今後も現総合計画の目標達成の実現化とともに、新たな総合計画の策定に一層、努力していきますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<<目次>>

はじめに

- 1 第1次総合計画からのあゆみ
- 2 数字でみる前計画策定時（平成13年）と平成22年の比較
- 3 10年間のあゆみ（重大ニュースから）

- 4 総括にあたって
 - （1）総括の目的
 - （2）総括の方針
- 5 達成状況の総括および総括シート（85基本施策）「佐倉市行政活動成果測定」

- 6 「総括レポート」のまとめ
 - （1）佐倉市民満足度調査からみる達成状況
 - （2）「総括レポート」まとめ

おわりに

1 第1次総合計画からのあゆみ

佐倉市は、これまで昭和49年に第1次総合計画、昭和59年に第2次総合計画、平成13年に第3次総合計画を策定し、これに基づき計画的な行政運営の推進とより豊かな市民生活の実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

【第1次総合計画】

計画期間 昭和49年度から昭和58年度

将来像 「印旛地区の核となる豊かな文化教育都市」

広域的、歴史的、自然的条件を活用した、豊かな文化教育環境に囲まれた、印旛地区の中核となる住宅都市を目指しました。

主な方針

「全市民を結集した市民憲章の推進」

「歴史民俗博物館の建設」

「広域スポーツレクリエーションセンターの建設」

「印旛沼の水質保全と周辺整備」

「学園の建設」

「都市環境としての緑の保全」

【第2次総合計画】

計画期間 昭和59年度から平成12年度

将来像 「活力ある文化都市」

佐倉市の古い歴史と豊かな自然環境を生かし、市民一人ひとりが快適で豊かな生活を享受できるようなまちづくりをめざし、さらに、市民の生きいきとした活動に支えられた文化の香り高い都市を築きあげることを目指しました。

まちづくりのための5つの柱

「ゆとりある水と緑のまちづくり」 ～都市空間の整備と安全の確保～

「あしたに躍動する調和のとれたまちづくり」 ～産業の振興と環境の保全～

「安心と思いやりのある楽しいまちづくり」 ～市民生活と福祉の向上～

「豊かな人間性をはぐくむまちづくり」 ～文化と教育の向上～

「心のかよう計画的なまちづくり」 ～計画的な行財政運営～

【第3次総合計画】 *詳細は佐倉市の現況と課題参照

計画期間 平成13年度から平成22年度

将来像 「歴史 自然 文化のまち」

豊かな自然や歴史・文化に育まれてきた佐倉市は、21世紀初頭における社会経済の著しい変化に対応しながら、佐倉らしさを大切にします。また、都市としての自立性を高めるとともに、市民一人ひとりが心豊かに、生き生きと暮らせる活力にみちたまちをめざします。

- ・豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち
- ・個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち
- ・市民がつくる、活力にみちたまち

まちづくりの基本方針

- | | |
|----------------------------|------------|
| 「思いやりと希望にみちたまちづくり | ～健康・福祉の充実～ |
| 「水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり | ～生活環境の向上～ |
| 「英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり | ～文化・学習の推進～ |
| 「創造性と活力にみちたまちづくり | ～産業経済の振興～ |
| 「多彩なふれあいが広がるまちづくり | ～都市基盤の充実～ |
| 「まちづくりの推進に向けて」 | |

2 数字でみる前計画策定時（平成13年）と平成22年の比較

【「歴史 自然 文化のまち」指標一覧】

第3次佐倉市総合計画「歴史 自然 文化のまち」の期間における様々なデータを表わしました。この数値は、第3次佐倉市総合計画10年間の実績となる数値であるとともに、第4次総合計画の実施にあたっては、目標値を作成するための目安となる予定です。

	項目	現在の数値 ()は年度または年	平成13年度以降の数字 ()は年度または年	備考
気象の概況	気温	14.7℃ (H20)	14.4℃ (H13)	
	降雨量	1551.5 ㎉(H20)	1428.5 ㎉ (H13)	
	晴れの日数	192 日 (H17)	213 日 (H13)	
世帯及び人口	人口	175,601 人 (H21)	174,078 人 (H13)	3月31日現在
	世帯数	69,282 世帯(H21)	61,338 世帯 (H13)	
	1世帯あたり人員	2.5 人 (H21)	2.8 人 (H13)	
	年少人口	21,949 人 (H21)	24,277 人 (H13)	
	生産年齢人口	117,326 人 (H21)	127,378 人 (H13)	
	老年人口	36,326 人 (H21)	22,423 人 (H13)	
	平均年齢	43.9 歳 (H21)	40.88 歳 (H15)	
	転入	7,286 人 (H20)	8,229 人 (H13)	
	転出	6,908 人 (H20)	7,888 人 (H13)	
農業・工業・商業	外国人登録者	1,914 人 (H20)	1,581 人 (H13)	
	農家数	1,182 戸 (H17)	1,462 戸 (H12)	『農林業センサス』
	農家人口	5,023 人 (H17)	7,805 人 (H12)	
	事業所数	155 ヶ所 (H19)	142 ヶ所 (H13)	工業統計調査
	商店数(卸売)	160 (H19)	177 (H14)	
	商店数(小売)	931 (H19)	1,094 (H14)	
	中小企業融資件数	35 件 (H20)	14 件 (H13)	
中小企業融資額数	329,300 千円(H20)	76,800 千円(H13)		
建設	都市公園数	292 (H20)	262 (H13)	
	都市公園面積	145.60ha(H20)	134.40ha(H13)	
運輸・通信	自動車保有数	70,080 台 (H20)	69,315 台 (H13)	
	佐倉 IC 入口	3,262,340 台(H20)	3,616,547 台(H13)	年間台数
	佐倉 IC 出口	3,039,264 台(H20)	3,344,792 台(H13)	
	路線バス利用数	4,130,307 人(H21)	3,963,393 人(H17)	
	循環バス乗車数	47,515 人 (H20)	10,522 人 (H15)	

	JR 佐倉駅乗客数	11,214 人 (H19)	11,647 人 (H13)	
	京成 5 駅乗客数	15,627 人 (H20)	16,801 人 (H13)	
	電話加入者数	48,461 (H20)	61,514 (H14)	
	テレビ受信世帯数	63,599 (H19)	59,223 (H13)	
	CATV 加入状況	31,789 件 (H20)	27,599 件 (H13)	
	郵便物引受状況	11,373,704 通 (H20)	13,035,158 通 (H13)	普通通常
福祉	被保護実人員	997 (H20)	472 (H13)	
	共同募金総額	31,536,986 (H20)	35,101,384 (H13)	
	病床数	1,321 床 (H20)	1,120 床 (H13)	
環境・衛生	公害の苦情件数	384 (H20)	183 (H16)	
	ごみ収集状況	51,571t(H20)	52,548t(H14)	
	リサイクル状況	7,258t(H20)	9,251t(H14)	
	下水道普及率	90.9%(H20)	88.7%(H13)	
	水洗化率	96%(H20)	93.2%(H13)	
教育・ 文化・観光	小学校児童数	9,104 人 (H20)	9,504 人 (H14)	23 校
	中学校生徒数	4,200 人 (H20)	5,160 人 (H14)	11 校
	高等学校生徒数	3,203 人 (H20)	4,021 人 (H14)	4 校
	幼稚園園児数	2,778 人 (H20)	2,768 人 (H14)	
	図書館登録者数	111,372 人 (H20)	88,342 人 (H16)	
	美術館利用者数	32,352 人 (H20)	22,822 人 (H14)	
	旧堀田邸入館者	16,914 人 (H20)	11,735 人 (H14)	
災害・治安	救急出場件数	5,617 件 (H20)	5,609 件 (H14)	
	火災発生件数	47 件 (H20)	89 件 (H14)	
	交通事故発生件数	761 件 (H20)	993 件 (H14)	
	犯罪発生件数	3,921 件 (H20)	3,687 件 (H14)	最大件数 5,012 件 (H16)
行政	職員数	1,019 人 (H20)	1,111 人 (H17)	
	市民相談処理件数	1,254 件 (H20)	948 件 (H16)	
	歳入決算推移	73,845,724,850 円	68,248,160,065 円	
地価公示価 格	千成 2-776-60	53,100 円 (H21.1)	85,500 円 (H13.1)	m ² 単価
	染井野 5-15-4	91,500 円 (H21.1)	114,000 円(H13.1)	m ² 単価
	ユ-カリが丘 7-19-17	95,000 円 (H21.1)	122,000 円(H13.1)	m ² 単価
	西志津 7-12-18	84,500 円 (H21.1)	122,000 円(H13.1)	m ² 単価
	小篠塚字田端 596	16,800 円 (H21.1)	29,500 円 (H13.1)	m ² 単価

3 10年間のあゆみ（重大ニュースから）

【平成13年度（2001年）】

- 佐倉市がISO14001の認証取得
- ゴミの分別収集方法が変わり、分別収集がさらに推進
- 皇后様が佐倉市立美術館に、常陸宮ご夫妻が川村記念美術館にご来館
- 10月10日夜の記録的集中豪雨により市内表町地域等で被害
- 第3次佐倉市総合計画スタート（将来都市像は「歴史 自然 文化の まち」）
- 県指定史跡、佐倉順天堂記念館が10月2日再オープン
- 佐倉市のバランスシートを公表
- ベルリンマラソンで女子の世界最高記録を樹立した高橋尚子選手と小出監督が市役所を表敬訪問
- 佐倉平和使節団（市内中学生22人）を初めて長崎に派遣
- 旧堀田邸・さくら庭園が県の指定文化財（名勝）に指定

【平成15年度（2003年）】

- 男女平等参画社会実現の基礎づくり進む
 - 佐倉市男女平等参画推進条例を施行し、男女平等参画推進センターを開設（4月1日）
- 歴史、自然、文化のまちづくりの新しい展開
 - 佐倉市市民文化資産の保全及び活用に関する条例施行（4月1日）
- 志津霊園墓地移転問題の解決に向け前進
 - 志津霊園（本昌寺）と基本合意書を締結（5月23日）
- 市民との協働、市民活動の拠点施設を開設
 - 佐倉市市民公益活動サポートセンターがオープン（7月1日）
- 安心のあるまちづくりを推進
 - 佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例施行（7月1日）
- 建築廃材集積場で火災発生、消防団が活躍
 - 坂戸地先木材チップ堆積場で火災発生（8月4日～8月29日）
- 医療の充実したまちづくり、進む
 - 聖隷佐倉市民病院（仮称）、起工式（8月5日）
- 佐倉市在住アスリート、世界の舞台で大活躍
 - 世界体操選手権：鹿島丈博選手があん馬と鉄棒で金メダル、富田洋之選手が個人総合銅メダル（8月16日～24日）世界陸上選手権女子マラソン：千葉真子選手が銅メダル（8月31日）
- 迷惑行為の防止に本格的な取り組みスタート
 - 佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例施行（10月1日）
- カミツキガメ対策、喫煙禁止区域指定、落書き防止などに着手
- 地域の新しい足を確保
 - 内郷地区循環バスの本運行を開始し、新たに飯野往復ルートを開設（12月1日）

【平成 16 年度（2004 年）】

□地域医療を担う聖隷佐倉市民病院がオープン

地域医療水準の確保、後医療を担う機関として、国立佐倉病院から経営移譲を受けた社会福祉法人聖隷福祉事業団が聖隷佐倉市民病院をオープン、診察を開始。10月には新病棟が完成し、地域医療の充実が図られた。（3月1日）

□佐倉市が市制施行50周年へ

昭和29年3月31日、6町村が合併し誕生してから市制50周年を迎えた。（3月31日）

□地域が担う学校を目指す白銀小学校が開校

学校運営の一端を地域が担う学校を目指す、市内23番目の白銀小学校が開校。（4月1日）

□BUMP OF CHICKENの凱旋フリーライブを記念事業として開催

市制施行50周年記念事業、市民音楽ホール開館20周年記念事業として、佐倉市出身の人気バンド「BUMP OF CHICKEN」がフリーライブを市民体育館で開催。（5月29日）

□坂戸地先廃材チップ、県が代執行

千葉県が坂戸地先の廃材チップを（3月に緊急措置）、再発火の危険性がなくなる程度まで搬出、処分する代執行を実施（6月25日～平成17年12月）

□富田洋之選手、鹿島文博選手がアテネオリンピックで金メダル

市内在住の富田選手と鹿島選手がアテネオリンピックの体操団体競技で金メダルを獲得。両選手には市民栄誉賞を授与。（8月14日～16日）

□基本合意書に基づき本昌寺から1億5千万円が返還、本昌寺墓地移転関係調査に着手

基本合意書に基づき、本昌寺が市に1億5千万円を返還、および都市計画道路勝田台・長熊線（志津霊園関連区間）建設に係る本昌寺墓地移転関係調査に着手。（8月26日返還）

□佐倉市・酒々井町合併協議会を設置

合併検討会での協議を経て、両市町の議会の承認により、法定協議会を設置（10月4日）

□大雨・台風による被害発生

集中豪雨や台風22号による、道路冠水、崖崩れ等の被害が発生（9月4日、10月9日等）

□「佐倉市教育の日」の制定を宣言

市制施行50周年記念式典で、11月16日を「佐倉市教育の日」とすることを宣言（10月23日）

【平成 17 年度（2005 年）】

□JR佐倉駅前観光情報センターがオープン

JR佐倉駅北口にJR佐倉駅前観光情報センターがオープン。佐倉の歴史や文化、まちの散策路など、さまざまな観光情報を提供。（2月8日）

□「井野長割遺跡」が国史跡、「千葉県立佐倉高等学校記念館」が国登録有形文化財に

井野長割遺跡が国指定史跡（本佐倉城跡に次いで2件目）に指定、縄文時代後期中頃から晩期前半にかけの遺跡。（3月2日）

佐倉高等学校記念館が国の登録有形文化財（市内で初めて）に登録、全国的に数少ない明治期の洋風木造舎で、名誉市民の長嶋茂雄氏の母校。（7月12日）

□市道 I-32 号線 寺崎—染井野区間が開通

市道 I-32 号線の寺崎—染井野区間が開通、国道 296 号など、通勤時の渋滞緩和や JR 佐倉駅周辺へアクセスが向上。(3月21日)

□42万球のチューリップまつりを実施

17回目の「佐倉チューリップまつり」、市が植える約12万球のチューリップに30万球のチューリップを追加、華やかに、34種類42万球のチューリップが咲き競う。(4月13日～17日)

□佐倉市・酒々井町合併協議会が廃止に

酒々井町の住民投票の結果、合併について反対が賛成を上回り、両市町議会の議決により、佐倉市・酒々井町合併協議会が廃止に。(4月30日)

□「2005千葉きらめき総体」で、レスリング競技を開催

「2005千葉きらめき総体」のレスリング競技を市民体育館で開催、全国から集まった精鋭の高校生たちが熱い戦いを展開、会場は熱気に包まれた。(8月2日～5日)

□「ヘルスプロモーション国際シンポジウム in さくら」を開催

「ヘルスプロモーション国際シンポジウム」が佐倉市で開催。健康への新しいアプローチ、ヘルスプロモーションは、より健康的な生活を創造することが目標。(10月22日・23日)

□災害情報等のメール配信サービス「佐倉市からのお知らせ」を開始(11月1日)

市からの緊急のお知らせ(災害時の被害状況や避難勧告等)を携帯電話にメール配信するサービスを実施。

□電子入札を実施

入札手続きの透明性、公正性及び競争性の向上等に有効な「県市町村共同利用方式」による電子入札システムを導入し、公告、応募から入札、開札、結果公表等を電子入札で実施。(11月11日)

□県内初、図書館の有料宅配サービスを開始

新しい図書館サービス、パソコンや携帯電話等から図書館の貸出を予約し、自宅へ宅配するサービス(愛称: さくらブックお届け便)を県内で初めて実施。(12月1日)

【平成18年度(2006年)】

□「谷津環境保全指針」を策定 ～身近で豊かな自然、谷津の環境を守ろう～

市内に数多く残され、多様な生態系と自然景観を有する谷津を重要な環境資源と位置づけ、その保全と活用を図る「佐倉市谷津環境保全指針」を策定。(3月31日)

□「第三次総合計画・後期基本計画」がスタート

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的にまとめた後期基本計画がスタート。(4月1日)

□指定管理者制度による業務を開始(佐倉草ぶえの丘、岩名運動公園、ミウズ 他)

佐倉草ぶえの丘他で、指定管理者制度により指定された指定管理者が業務を開始。(4月1日)

□佐倉草ぶえの丘バラ園を開園

佐倉草ぶえの丘を子供から高齢者まで幅広く市民が楽しめる「安らぎと癒しの場」「魅力的でリフレッシュできる施設」を目指し、野生バラとオールドローズを中心としたバラ園を開園。(4月29日)

□旧堀田邸(指定名称「旧堀田家住宅」)が国の重要文化財に指定

上質なつくりで完成度の高い大規模和風住宅として、旧堀田家住宅が佐倉市で初の国の重要文化財に指

定。(7月5日)

(仮) 佐倉西部自然公園用地を取得

(仮) 佐倉西部自然公園予定区域内の大林組が所有する土地約19.7haを取得。(7月26日)

インターネットを利用した不動産の公売を実施

新たな公売方法として、ヤフー株式会社のインターネット公売システムによる不動産の公売を実施。(9月19日)

「市民協働の推進に関する条例」を制定

市民協働によるまちづくりを推進するために、市民協働の推進に関する条例を制定。(9月29日)

「アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例」を施行

アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体又は改修の工事に伴うアスベストの飛散防止に係る措置等について必要な事項を定める条例を施行(10月1日)

小竹小学校内に小竹学童保育所を開設

子育て支援施策として、小学6年生までを対象とする小竹学童保育所(小竹小学校内)を開設。(12月1日)

【平成19年度(2007年)】

佐倉城址公園が「日本の歴史公園100選」に(2月16日)

佐倉市国民保護計画を策定(2月28日)

市有地を活用する認可保育園の設置並びに運営事業者を選定(3月15日)

戸籍の電算化がスタート(3月24日)

蕨和雄氏が第6代市長に就任(4月27日)

メタボリックシンドローム対策の県モデル事業を開始(6月9日)

佐倉が第65回国体「ゆめ半島千葉国体」のレスリング、カヌー競技会場に決定(7月18日)

佐倉市地域職業相談室がオープン(8月1日)

第2・第4日曜日、窓口の一部開庁がスタート(10月14日)

復活! 佐倉市民花火大会、秋の夜空を鮮やかに彩る(10月20日)

【平成20年度(2008年)】

佐倉市地球温暖化対策地域推進計画を策定 3月31日

佐倉市財政白書を作成 3月31日

弥富小学校が小規模特認校としてスタート 4月1日

佐倉市地域福祉計画を策定 4月1日

乳幼児医療費助成制度の助成対象年齢拡大 4月1日

佐倉市・開国150周年記念事業「オープニング式典」 4月16日

津田 仙ゆかりの木「栗の木」植樹会 4月24日

アメリカの初代駐日領事タウンゼント・ハリスの銅像が城址公園に 6月17日

給食残渣リサイクルを志津地区の小中学校でスタート 7月1日

学童保育所の新設・拡充 (学童保育所新設(6)、対象学年拡大(2)) 8月1日

佐倉市ファシリティマネジメント推進基本方針 9月10日

□市民防災訓練で初の宿泊訓練 10月11日

【平成21年度（2009年）】

□ 弥富公民館がリニューアル・オープン

3月30日、弥富公民館が、これまでの公民館、派出所、農村婦人の家の機能に加え、新たに学童保育所を併設して、リニューアル・オープンした。

□ 佐倉市が平和市長会議に加盟

世界各地の都市と連携して核兵器廃絶を目指して、広島・長崎両市長の提案で1982年に創設されたもので、平和条例を持つ佐倉市も、広島市長の呼びかけに応じて加盟。（4月1日）

□ 佐倉チューリップまつりで、日蘭交流400周年記念事業がスタート

徳川幕府の朱印船貿易開始から400年。幕末の佐倉藩での洋学奨励をきっかけにオランダとのつながりが深い佐倉市でも、佐倉チューリップまつりでオランダ大使夫妻の出席のもと、オープニングセレモニーを開催し、市内で様々な記念事業を展開。（4月11日～）。そして、市民花火大会にオランダ公使、ペルー大使が出席 市長と行く市民オランダツアーを開催 オランダの教育・文化・科学大臣が佐倉を視察など、国際色豊かな出来事が続いた。

□ 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】を策定

少子高齢化、複雑化する産業や就業構造の変化、情報技術の進展といった様々な社会情勢の変化に対応し、性別にかかわらず、個性や能力を発揮し、市民一人ひとりが輝けるまちを目指し、計画期間10年の男女平等参画基本計画を策定。（5月）

□ 秋篠宮ご夫妻が市立美術館をご訪問

秋篠宮ご夫妻が市立美術館を訪問され、日蘭交流400周年記念事業の一つとして開催した「オランダデザイン展」を熱心に観覧された。（9月3日）

□ 佐倉プレミアム商品券が発売されるも、即日完売

地域経済の活性化のため、佐倉市の支援のもと、佐倉商工会議所が10%お得なプレミアム商品券を発行。発売当日に即完売となる。（9月4日）

□ 佐倉ふるさと体操を創作

高齢者の体力維持や転倒防止などを目的に、「誰でも」、「気軽に」、「楽しく」続けられる介護予防体操を、市内のNPOや市民ボランティア、音楽療法士などの協力のもと市民参加型で創作。

□ 佐倉市産業振興条例を制定

これまで以上に自立した地域経済の確立を目指し、企業立地や創業支援などの具体的な取り組みを示した佐倉市産業振興条例を制定。（12月21日）

□ 志津霊園問題で、本昌寺と最終合意書を締結

長年の懸案となっていた志津霊園問題で、墓地移転に関して本昌寺との最終合意案が議会で承認され、最終合意書の締結に至る。（12月21日）

□ 弥富に特別養護老人ホームの整備が進む

弥富地区に診療所が併設された特別養護老人ホームの整備が進み、平成22年4月に開所を予定。これにより入所待機者の減少や地域医療の充実が図れることとなった。

4 総括シートについて

(1) 総括の目的

佐倉市では、平成20年度から3年をかけて、新しい総合計画（第4次総合計画）の策定をすすめております。その策定に向けて、現総合計画（第3次総合計画）の達成状況を整理・分析し、検討成果を「総括レポート」として作成・公表することとしました。

平成22年度においては、本レポートを活用しながら、新たな具体的な施策体系の検討など、庁内外における検討を深め、新たな総合計画の策定につなげていきたいと思っております。

【総合計画の策定スケジュール】

平成20年度	基礎調査の実施（市民意識調査、総合計画策定基礎調査）
平成21年度	まちづくり懇談会における提言書作成 団体意見懇談会実施 市民意見募集 総合計画審議会へ基本構想（素案）諮問
平成22年度	基本構想の原案作成、パブリックコメントの実施 基本構想を市議会に提出 第4次総合計画の策定
平成23年度	第4次総合計画スタート

(2) 総括シートの方針

「第3次総合計画」及び「後期基本計画」の特徴を踏まえ、「総括レポート」の作成にあたっては、以下の方針により総括を行うこととします。

後期基本計画の期間（平成18年度～平成22年度）を中心とする総括

第3次総合計画の計画期間は10年間（平成13年度～平成22年度）ですが、前期については、後期基本計画策定に結果として反映されていますので、一定の総括を行っていることとします。したがって、今回の総括では、後期計画の期間を中心に総括することとします。

総括の単位は、「基本施策」

基本施策のくくりの大きさや、上位政策への施策の寄与の状況などについては、さまざまな状況があると考えられることから、政策の単位での総括は行わず、全部で85ある「基本施策」を基礎単位として、「施策別総括シート」を作成することとします。本レポートはその内容を踏まえて作成しています。総括の詳細については、「施策別総括シート」を参考にしてください。

「外部からの評価」

平成19年度から毎年外部懇話会から、意見をいただいております。それを平成22年度においては、後期基本計画の達成度について意見をいただく予定となっております。

5 達成状況の総括および総括シート（8.5 基本施策）「佐倉市行政活動成果測定」

達成状況にあたっては、8.5 基本施策について、シートを作成するとともに、それらを各章ごとにレポートにしております。

【総括】

- (1) 思いやりと希望にみちたまちづくり
- (2) 水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり
- (3) 英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり
- (4) 創造性と活力にみちたまちづくり
- (5) 多彩なふれあいが広がるまちづくり
- (6) まちづくりの推進に向けて

【総括シート】（別紙）

第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

政策（章）	施策（基本施策）
健康	健康づくり、地域医療体制
福祉	地域福祉、子育て支援、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、介護保険、社会保障

● 総括

健康福祉分野では、「思いやりと希望にみちたまちづくり」を目指し、健康と福祉の充実という視点に立って、各種施策を進めてきました。

若い世代のためには、公立保育園において、地域子育て支援拠点事業を展開し、育児不安等を抱える保護者に対し、育児相談・栄養指導や子育てに関する情報提供、園庭開放を行い、地域の子育て家庭の育児支援に努めてきました。また、家庭での負担を軽減するため、一時保育の設置拡大や、児童センター、幼老の館においては、世代間交流を図る中で児童に健全な遊びの機会を提供し、子どもの健康増進、情操を豊かにして楽しく遊べる環境の確保に努め、子育て支援の一助を担ってきました。さらには、新たな試みとして、生後57日目から2歳未満で保育に欠ける乳幼児を家庭保育員の自宅で預かる「ファミリーサポートセンター事業」を実施し、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応して保護者の就労支援を図るとともに、乳幼児の適切な保育に努めてきました。

障害者施策については、措置制度から平成15年度には支援費制度へ、また、平成18年4月からは障害者自立支援法に定める自立支援給付などの障害者福祉サービスへと移り変わっており、その時々でのサービスの向上に努めてきました。

しかしながら、この障害者自立支援法のサービスには、応益負担の概念が導入されたことに伴い、サービス利用者からは法の見直しなどが要望されています。

そのため、今後は国の動向を注視しながら、適性のサービスの提供に努めていく必要があります。

高齢者福祉の面では、緊急通報装置の貸与や配食サービスなどを通じて、ひとり暮らし高齢者が、できる限り自立した生活を営めるよう各種サービスを提供してきました。

また、大幅な社会保障制度改革が進む中、平成12年度より新たに始まった介護保険制度のもと、特別養護老人ホームなどの整備推進に努めるとともに、平成18年度の制度改正では、新たに地域包括支援センターを1箇所設置するとともに、介護予防事業を積極的に展開するなど、制度の円滑な導入、運用に努めてきました。なお、この地域包括支援センターについては、平成21年度より、市内に5箇所設置し、提供サービスの拡充に努めてきたところです。

さらに、高齢者の生きがいづくりの面では、敬老会や敬老祝金の敬老事業のほか、シルバー人材センターの支援に努め、高齢者が働く機会を通して目標をもって活動できる場を

提供するとともに、高齢者福祉作業所の運用を通して高齢者の就労技術習得の契機づくりを実施してきたほか、地域活動、奉仕活動やレクリエーションなどを通しての仲間づくりや健康増進など高齢者の生きがいがづくりの場となる、高齢者クラブの活動を積極的に支援してきました。

また、駅や施設のエレベーターやエスカレーター、車いす対応トイレの設置・改修、市街地における歩道や視覚障害者用誘導ブロックの整備、車いすに対応した歩道幅員確保や勾配・段差の解消など、すべての人にやさしいまちづくりにも取り組んできました。

しかしながら、市民ニーズの多様化や少子高齢化の加速度的な進行に伴い、健康・福祉に対する市民の期待や要望は、これまで以上に高まっており、昨年発生した新型インフルエンザへの対応など、こうした新たな課題にも対応していかなければならない局面を迎えています。

疾病予防に関しては、国や保健所、地域の医療機関と連携し、危機管理体制・医療対策等体制づくりの更なる強化に努める必要があります。

地域医療では、社会情勢や法制度の変化に伴い、保健・医療・福祉それぞれの分野で対応すべき事業の専門化が進み、情報の共有化が困難になってきており、医師不足など地域医療全体の課題も出てきているため、医師会等関係機関と連携を強化し、広域での対応が必要なもの、市町村でのきめ細かい対応を必要とするものなどを整理するとともに、地域・広域医療ネットワークの形成や救急医療・休日診療のあり方についても再度検討していく必要があります。

福祉では、対象者の実情や直面している課題に沿った対応がそれぞれ求められており、児童福祉に関しては、少子化・核家族化が進む中で、子ども同士、世代を超えたふれあいが少なくなっていることから、子育てへの不安が高まっています。

高齢者福祉では、高齢者が増え続ける状況の中、生活や健康面での不安を解消するため、地域包括支援センターを中心に、地域住民や民生委員・児童委員などの協力のもと、保健所、社会福祉協議会、医療機関、介護事業所などとの連携を更に強固なものとし、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ちながらその人らしい生活を持続可能とするため、福祉サービスや介護サービス、医療サービスなどの様々なサービスを状況に合わせて切れ目なく提供していくとともに、適宜、介護予防、虐待防止、権利擁護などの各種施策を臨機応変に活用していく必要があります。

障害者福祉では、障害者が自立して生活を営む環境を整えるため、障害者を支援するボランティアや団体の育成支援、グループホームやケアホームの整備推進などが課題となっています。

今後、少子化対策、高齢者サービス等の更なる充実に努めるとともに、大きく変化する社会保障制度にも対応し、多様化する住民ニーズを適宜把握しながら、佐倉市地域福祉計画に基づき、すべての市民が安心して佐倉市で暮らし続けられるための施策を展開していく必要があります。

第2章 水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり

政策（章）	施策（基本施策）
自然	印旛沼、自然環境
生活環境	循環型社会、公害防止、防犯、安全

● 総括

自然環境の保全については、平成17年度に「谷津環境保全指針」を策定し、佐倉城址公園ビオトープ、西御門環境保全ゾーンなどの保全地域の維持・管理を行っており、また、西部自然公園計画における佐倉市畔田沢流域重要自然環境保全地域において、市民協働ワークショップ等を通じて保全方針に向けての調査を行い、ちば環境再生基金の補助を利用して保全事業を行ってきました。同公園予定地では、貴重な猛禽類のサンバが確認されており、また、市民意識調査においても、佐倉の自然環境に対する意識は高く、佐倉市の原風景の一つである谷津環境を守るため、引き続き保全、活用のための施策を推進する必要があります。

同じく佐倉市の象徴的な自然である印旛沼については、継続的に実施している印旛沼公開講座には300人以上が参加し、印旛沼浄化推進運動として沼周辺の清掃活動への参加者も増加していますが、沼の水質の大きな改善にはいたっていません。当初の目標が達成されていないことから、平成21年に「佐倉市生活排水対策推進計画」を改訂し、目標年次を平成29年度へと変更しました。佐倉市だけで行える対策に限界はありますが、国、県などとの連携を通じ、水質改善への施策を行っていく必要があります。

近年、地球温暖化の影響と言われる自然災害が世界的に頻発するようになり、身近な自然環境だけでなく、地球規模での環境破壊への意識が急激に高まるなか、佐倉市でも平成19年度に「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、エコライフ推進員制度、エコドライブ推進事業など、温室効果ガス排出削減への取り組みを行っています。

循環型社会への移行、私たちの生活スタイルの変革が意識されているなかで、ゴミの減量・資源化への取り組みについては、一般廃棄物は佐倉市・酒々井町清掃組合により計画的に処理しており、一人当たりのごみ排出量も徐々に減ってきています。家電リサイクル法など、再資源化に関する個別法が整備されつつあるなか、佐倉市でもごみの分別状況は改善が見られ、資源ごみの回収拠点としての協力事業者も増えてきましたが、今後もさらに変化していく社会情勢に対応できるよう、市としての体制を整えていく必要があります。

佐倉市は比較的交通の便が良いわりには、自然環境が豊かという地理的特性のため、不法投棄されやすいという状況があり、県、市、警察等が連携した不法投棄の監視に加え、平成20年度から不法投棄監視員制度をもうけ、抑止力向上を図ってきました。

市民の生活環境としては、大規模な公害等は発生しなくなっていますが、比較的身近な範囲での騒音、振動、悪臭などの苦情・相談が寄せられています。公害苦情について

は、事業者規制や指導を行っていますが、汚染を未然に防ぐための大気・水質・騒音等、公害防止のための環境測定等を引き続き行っていく必要があります。

防犯、防災など、安心・安全に対する市民の意識が高まってきており、佐倉市においても「佐倉市地域防災計画」、「佐倉市交通安全基本計画」等にもとづき、災害配備体制の見直しや、防災行政無線・防災備蓄資材などの計画的な整備、老朽化した消防機庫や防火水槽などの整備、交通安全では道路施設や標識などの附帯設備の整備を道路管理者や佐倉警察署と連携して行っており、また、市民を対象にした防災訓練や交通安全教室等を実施し、意識の啓発に努めてきました。

しかしながら、いざというときには地域やコミュニティ等における日頃の活動や準備などが非常に大きな意味を持つものであり、自治会など自主防犯活動を行う市民団体への支援を通じて犯罪防止の成果を上げている例もありますが、社会全体の高齢化や単身世帯の増加など、旧来のコミュニティという形が変化してきていると言えます。地域住民で組織される消防団は火災だけでなく、大災害時には重要な役割を果たす組織ですが、近年は欠員が出る状況となっています。こうした状況を踏まえ、行政として行うべき施設や体制の整備を引き続き行うとともに、住民、地域といったレベルでの対応体制を整えていくべく、啓発、支援等の施策が必要となっています。

第3章 英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり

政策（章）	施策（基本施策）
教育	学校、青少年、生涯学習
文化	歴史、芸術、スポーツ
基本的人権	人権、平和・国際化

● 総括

教育行政分野では、佐倉市教育委員会が「佐倉教育ビジョン」を策定し、学校教育や地域での教育、生涯学習を推進しています。

特に「佐倉学」の学習は、学校教育・生涯学習の場をまたいで実施され、郷土を愛し、誇りに思う原点として、市民に着実に根付いています。

学校教育においては、開かれた学校を目指し、全小・中学校のホームページ開設や教育ミニ集会、学校評価など、後期基本計画当初から始めた事業が定着し、地域との連携や情報提供を推進しました。

子どもたちの効果的な学力向上については、地域や家庭、学校の協力のもと、順調に推進できています。佐倉市学習状況調査は小学校・中学校の全児童生徒を対象とした佐倉市独自の調査であり、学年による課題、経年変化、意識調査と正答率の関連も把握に効果があります。全国学力・学習状況調査が抽出方式になることから、市内児童生徒の学習状況を把握するため、さらに充実させていくことが期待されます。

特別支援教育や教育相談等は学校からの要望も多く、十分満足できるまでには至っていない現状がありますが、学校の努力で体制が整備されてきています。

発達に関する相談は年々相談件数が増加しており、面接相談や発達検査などの要望は今後もさらに多くなるでしょう。学校や関係諸機関との連携を密にして、きめ細かい対応ができるように努めます。

ハード面においては、平成17年度には学校耐震化計画を立て、18年度から22年度までに市内11棟を耐震化することとしました。平成21年12月末現在、8棟の耐震化が完了し、22年度末には11棟を完了する計画です。

また、学校図書館の蔵書数を増加させ、市内小中学校の余裕教室の開放に努めました。また、市内の公民館・図書館のうち1館の環境を整備しました。

生涯学習に関しては、公民館や図書館を中心にして、各種講座等の学習機会の提供、人材の育成、学習活動の支援、生涯学習情報の提供、郷土図書資料の収集等を実施しています。

さらに、青少年が主体となって企画運営する事業の実施に取り組んでいます。そのほか、

団体による健全育成事業、リーダー育成等各事業が推進されています。

青少年育成に関しては、家庭教育、青少年教育の機会の提供が重要です。子どもたちの道徳的意識は高まってきましたが、より具体的な活動等とおして、実践力の育成に努めます。一方で、青少年の道徳意識に関する事業を行っていますが、規範意識やモラル、思いやりの心を醸成についての達成度の把握は難しいものと認識しています。市と各地区青少年育成住民会議が協働し、青少年を取り巻く有害環境対策に取り組んでいます。

文化行政においては、歴史・文化のまちを目指し、市民の芸術文化活動を盛んにする様々な方策を講じました。地域の歴史・文化への愛着を高めるよう、豊富な文化的資産を十分に活用し、各種普及活動を行っています。

また、スポーツ振興基本計画等に基づき、地域の指導者や各種スポーツ団体と連携を図って、各種スポーツ振興施策を推進しました。今後も、各種のスポーツ教室・イベントの内容充実を図り、参加者の拡大に努めるものとします。

人権施策に関しては、「佐倉市人権尊重のまちづくり指針」を策定し、庁内推進体制として、佐倉市人権施策推進会議を設置しました。また、市民に人権意識を広く周知するため、人権問題に関する各種講座を実施し、学習機会の提供を行いました。今後も人権啓発事業の実施や人権擁護委員協議会等の団体と連携し、人権尊重の意識づくりに取り組みます。

また、平和事業においては、市の平和啓発事業、市民による平和啓発行事は毎年度継続して実施され、参加市民数は増加傾向にあります。

国際化推進施策では、佐倉国際交流基金と協力し、国際理解講演会、国際交流パーティ、スピーチコンテスト等を実施しました。また、佐倉日蘭協会に対する補助を行い、市民による交流や国際理解に寄与しています。

外国人市民の生活環境向上についても、日本語講座、生活相談を実施するほか、外国語版広報紙を発行し日本人市民との行政情報格差の解消を図っています。

今後も、子どもからお年寄りまで、歴史のまち佐倉に愛着を感じてもらえる環境整備に努めてまいります。

第4章 創造性と活力にみちたまちづくり

政策（章）	施策（基本施策）
産業経済	農業、商工業、就業、観光

● 総括

産業・経済分野では、創造性と活力にみちたまちづくりを目指して、農業の活性化、商工業の振興、就業機会の充実、観光資源の活用の視点到に留意しながら施策を展開しました。

農業では、農業経営の安定を図るためラジコンヘリによる病害虫防除や生産者団体・認定農業者に対し機械施設整備等の支援を行い、耕作放棄地対策としては、平成21年度より新規に利用集積の設定をした農地に対して助成金を交付し、農地の有効活用を進めました。商工業では、企業誘致助成金制度を設置し、工業団地等に立地する企業に対し、一定期間当該事業所の土地及び家屋にかかる固定資産税及び都市計画税の納付相当額を助成金として支援し、企業誘致に努めました。

そのほか、旧市街地活性化法に基づく「佐倉市中心市街地活性化基本計画」に基づき、高札場の設置や佐倉七福神めぐり事業を推進しました。また、街の美化と公共の安全に寄与する商店街の街路灯についてその維持管理の支援を行い、観光商業地の形成並びに中心市街地の活性化を推進し、各分野で産業の振興に取り組みました。

その結果、認定農業者数や農地の集積面積の増加、市内に立地した企業による就労の場の確保、商店街の環境整備などで一定の成果をあげることができました。

観光分野では、平成17年に廃止となった花火大会を復活してほしいとの声が多かったことから、平成19年に佐倉市民花火大会として復活させました。また、平成20年に佐倉市・開国150周年記念事業、平成21年に日蘭交流400周年記念事業を開催し、佐倉のまちの歴史と文化を市民とともに理解し、郷土への愛着を深めるとともに、市外へ広く発信し、観光客の集客を図りました。

しかし、農業については、農業従事者の高齢化や農業の後継者不足など農業を取り巻く環境が厳しさを増しており、農地の集積面積は増加しているものの耕作放棄地も年々増加している状況にあります。他にも、輸入農畜産物の増加による価格低迷、近年の異常気象による農作物の被害なども伴って、農業経営の安定を揺るがしています。

こうした背景のもと、今後は、認定農業者の育成や農地の集積化などをさらに推進し、新規農業者が増加するような施策、農業生産の継続が可能となる施策の展開が望まれています。

商工業では、米国発の大不況による中小企業の資金繰りの悪化に対して、中小企業融資基金の積み増しを行い、中小企業の経営支援を行っておりますが、依然として厳しい経済状況が続くことが予想され、緊急かつ的確な経済対策が求められるところです。また、地域

商店街の空洞化に対しても、商工会議所・商店街などの連携による商業基盤の強化とともに、市民や観光客のニーズを取り入れた店舗等の環境整備や新規誘致などを推進していくことが必要です。

本市では、市内産業の活性化と雇用の場の確保を目指して平成21年に制定された産業振興条例を受け、現在、より魅力的で弾力的な商工業振興施策を展開していく産業振興ビジョンを策定中です。今後は、このビジョンに基づき、更に産業経済の振興に努めていきます。

観光分野においては、観光協会や商工会議所と連携して、花火大会・時代まつり・チューリップまつりなど様々なイベントを実施しているところです。しかし、本市は観光施設が点在化しており、観光客が集客力の高い施設とイベントを単独で訪れるケースが大部分を占めております。よって、本市への滞在時間が少なく、本市で消費をせずに市外に帰ってしまう現状にあります。このため、今後は観光施設間に回遊性をもたせ、滞在時間の増加を図る施策を展開する必要があります。

また、本市の歴史ある文化施設の活用及び周知を図るため、テレビ等のマスコミによる情報発信、フィルムコミッション事業の検討により、佐倉市のPRに努めてまいります。

第5章 多彩なふれあいが広がるまちづくり

政策（章）	施策（基本施策）
都市基盤	都市計画、道路、水道、下水道、公園
生活基盤	交通、災害

● 総括

都市基盤分野では、多彩なふれあいが広がるまちづくりのため、住みやすい良好な市街地形成を図り、都市づくりの骨格となる社会基盤の充実を目指して、交通基盤の整備、都市公園の整備、土地区画整理事業、市営住宅の整備、上下水道の整備などの施策を展開し、一定の成果をあげることができたものと考えております。

具体的には、交通基盤の整備に関しては、佐倉市の東西を結ぶ幹線道路として都市計画道路井野・酒々井線(市道I-32号線)の寺崎から王子台までの区間の全線開通をいたしました。また、歴史的な街並みを保持し景観形成に努めるため、城下町通りの電線地中化事業に着手いたしました。

長年の懸案事項である都市計画道路勝田台長熊線(志津霊園区間)においては、土地所有者と最終合意書を締結し、開通に向けて大きな前進をいたしました。

都市公園の整備に関しては、貴重な谷津田、里山の自然環境保全のため、(仮称)西部自然公園を取得いたしました。

また、市民の健康増進、スポーツを通してのコミュニティ活動推進を目的として、岩名運動公園の拡張事業に着手いたしました。

このほか、寺崎特定土地区画整理事業、井野東土地区画整理事業、井野南土地区画整理事業等、安心・安全・快適な生活空間の創造を通して景観形成に努めてまいりました。

都市の安全分野では、いつ発生するか予測のつかない災害・事故等に対し、被害を最小限度に食い止め、起きてしまった災害等から最短で通常生活に戻れるようなまちづくりを進めてまいりました。

具体的には、交通安全面では、生活道路の事故抑制、特に歩行者の安全確保に重点を置き、道路照明、カーブミラー、ガードレール等の設置を行ってまいりました。また、通過交通の多い生活道路を歩行者優先とする安心歩行エリアとして位置づけ、車両の速度を物理的に抑制する取り組みを試験的に行ってまいりました。

防災面では、災害時の予報・警報から避難に関する情報伝達手段として、防災行政無線の整備を行うとともに、無線の難聴地域に対する補完ならびに聴覚等に障がいのある方に対する伝達手段として、携帯電話等へのメール配信サービスを行ってまいりました。

基盤面では、災害時でも安定的な水の供給を行えるように、水道施設の耐震化を推進してまいりました。

しかしながら、都市基盤分野では、市民ニーズや社会情勢の変化に応じていくため、幹線

道路や生活道路の整備、上下水道施設の整備や更新、公園・緑地の整備などの課題への対応策を検討していただく必要があります。

今後の課題として、都市・生活基盤の分野では主に次の点があげられます。

高齢化社会が促進する中、幹線道路や生活道路でのさらなる安全性の向上を目指し、歩行者の目線に立った整備をしていきます。

また、老朽化が目立つ既存の道路、上下水道、公園などをどう長寿命化させるか研究していきます。

第6章 まちづくりの推進に向けて

政策（章）	施策（基本施策）
行政運営	行財政改革、施設適正化、組織
市民参画	市民公益活動、情報公開、男女平等参画

● 総括

行財政分野では、第3次総合計画の計画的な推進をめざして、事務事業の評価、施策成果測定を実施し、85施策について評価を行いました。

時代の潮流に敏感に対応するため、庁内外での情報ネットワークを構築し、迅速かつ適切な行政サービスに努めました。

行財政の運営に関しては、行政改革大綱（第4次）を策定し、組織改革、指定管理者制度の導入、人員削減など、多くの具体的な取り組みを推進し、60億円もの歳出削減に努めることができました。

また、普通財産（主に未利用地）の売却による財産売払収入や将来へ向けての安定的な収入確保のための取り組みなどに努めました。

しかし、社会情勢が大きく変わる中、様々な市民サービスに对应していくため、行政資源の活用や質の向上、市民協働の更なる推進、自主財源の確保、行政評価の推進、広域行政の見直しなどが課題となってきます。

また、緊急の行政課題や市民ニーズに柔軟に対応するため、実施計画の見直しを毎年おこなっておりますが、新規事業の追加が多い反面、既存事業の縮小、廃止が進まないことから、査定額が増加するなど、すべての事業について、見直しをする必要があります。

地方分権、権限移譲が進む中で、今後の更なる事務の合理化・効率化が必須となりますが、行政サービスの低下を招かないよう、計画的かつ健全な行財政運営に努めていく必要があります。

その他、市職員についても研修制度の向上を図り、意識改革、能力向上を図る必要があります。市民に対して良質な行政サービスを提供するため、時代の潮流を見定め、市民ニーズや市としての課題に柔軟に対応できる人材の育成が求められています。

また、加速度的に進展する情報化についても、対費用効果の視点から次世代の情報システムの構築や、セキュリティの向上を図るなど、計画的な導入や見直しを行っていく必要があります。

今後、益々市を取り巻く財政状況が厳しくなる中、市民が求めるまちの将来像を実現するため、更に効率的な行財政運営に努め、持続力と活力のある市政運営を目指します。

特にファシリティマネジメントの観点から、効率的な施設運営、施設管理を行うことを目的に、全庁で施設情報を共有できるよう保全情報システムの導入を図りましたが、今後

は、これらのデータを踏まえた公の施設の評価制度（アセスメント）を構築する必要があります。

市民協働についてですが、市民参画のまちづくりのため、市民と行政が一体となった協働のまちづくりの視点に留意しながら、多岐にわたる施策を積極的に展開したことで、市民交流、市民参画を大いに推進することができました。

ただし、地域のまちづくり活動は、身近な自治会・町内会の必要性は認識されているが、若干ずつではあるものの加入率は低下傾向にあります。地域社会における活動の充実は、自治体にとっても有用であることから、基盤組織である自治会・町内会等とともに、地域まちづくり協議会の設立に向けた支援を図ります。

また、地域力の向上には、市民公益活動団体相互の連携が肝要であり、交流事業の実施を図る必要があります。

と同時に市民ニーズを適切に行政に反映できるように、情報公開や庁内での情報公開に努めていく必要があります。

男女平等参画社会づくりについてですが、男女平等意識の向上や女性の社会参画を目指し、男女共同参画にも市民と行政が一体となって取り組みました、しかし、今後もさらに市民参画を推進していくには、さらなる取り組みが必要となります。

今後、新たな取組については、団塊世代の知識や経験を社会へ有効に還元できる施策や仕組み作りも構築していく必要があります。

6 「総括レポート」のまとめ

(1) 佐倉市民満足度調査からみる達成状況

平成22年8月頃完成予定

(2)「総括レポート」まとめ

◎後期基本計画の策定にあたって、達成度を図る指標や、基本施策・施策の「成果指標」を明確化したのち、本総括レポートにおいては、定量的なデータに基づく評価を取り入れることが可能となりました。

しかしながら、後期基本計画の策定当時は、「成果指標」や目標値の設定の経験が乏しく、指標や目標値の妥当性を十分精査できなかったこともあり、「成果指標」は掲げたものの、日常の行政活動において、「成果指標」が意識されることが少なかったと考えます。

進行管理上の課題として多岐にわたり示した内容については、平成22年度以降の第4次総合計画の策定作業の中で、引き続き検討し、対応策を具体化していきます。

◎第3次総合計画の総括を行うにあたって、どの分野についても、経常事業、通常事業が主な業務となっており、計画事業については、すべて取り組むことが難しいこととなりました。(いわゆる実施計画と計画的経費の予算乖離)そのため、事業の再編を行うとともに、選択と集中により、真に必要な事業を行う必要があります。

◎今後も、少子高齢化多世帯社会、環境問題、安全安心を取り巻く諸問題など様々な課題が山積みする一方で、100年に1回といわれる世界的大不況に陥り、地方財政はきわめて厳しい状況が続くこととなりました。一人ひとりの市民が安心して生活できるようにするためには、行政がその役割を最大限に発揮することは当然ですが、市民と行政との協働による「地域力」を発揮することが、これまで以上に求められるようになってきます。また、企業・事業者とも連携し、地域産業の競争力強化や就業・雇用創出など、市民の生活を支える取り組みも、益々重要になってきています。

おわりに

「第3次佐倉市総合計画」「後期基本計画」「歴史 自然 文化のまち」については、市民や企業・事業者のみなさまとともに推進し、佐倉のまちづくりは概ね順調に進んできたものと考えます。そのため、これまでの成果と課題を踏まえ、今後の対応方策の検討を行い、引き続き第3次総合計画の目標構成の実現化を図っていくとともに、平成23年度からの概ね10年間の「第4次総合計画」を市民のみなさまとともに策定し、ともに実行していきたいと考えます。